

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を
支払わないと…

労務者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（5万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金



内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、雇託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金[※]

特定地域内の特定産業について
定められています。

例えば、



指定件数
226件

など

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和5年9月1日現在、全国で226の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の経営な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は [特定最低賃金](#) [検索](#)

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

※最低賃金に関する特設サイトも、併せてご参照ください。

